

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案について

平成26年10月

1 目的

法の目的・基本原則は以下のものを規定。

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、そのため、

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

2 基本方針等

- (1) 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- (2) 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

3 事業主行動計画等

- (1) 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定する。
- (2) 事業主としての国や地方公共団体、民間事業主における取組として、以下の事項について定める。

※民間事業主に係る部分に関し、現在、厚生労働省労働政策審議会において審議中

- ① 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
- ② ①の状況把握・分析を踏まえ、目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- ③ 女性の活躍に関する情報の公表

- (3) 優れた取組を行う一般事業主の認定等を行うことができる。

4 その他

- (1) 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。
- (2) 原則、公布日施行。
- (3) 10年間の時限立法。